

次期石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（骨子案概略）について

1. 次期計画の構成・期間について

現計画は、石狩市高齢者保健福祉計画(平成30年度～令和5年度)並びに第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)及び第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)という構成・期間である。

次期計画の構成・期間については、次の案としたい。

(案)

次期計画は、現計画同様の構成・期間とする。

- ・石狩市高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和11年度)
- ・第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)

なお、3年経過時に、石狩市高齢者保健福祉計画の中間見直し及び第10期介護保険事業計画の策定を行う予定である。

2. 次期計画の基本理念について

介護保険事業計画の各期における、これまでの基本理念は次のとおりである。

第1期 「高齢者が安心して、健やかに和やかに暮らし続けられる はまなすのライフタウン いしかり」

第2期～第6期 「高齢者が安心して健やかに暮らしつづけられるはまなす薫るまち いしかり」

第7期～第8期 「住み慣れたいしかりで 健康で生き活きと安心して暮らせるまちづくり」

次期計画の基本理念については、国の動向を踏まえ、次の案としたい。

(案)

次期計画は、現計画同様の基本理念とする。

- ・第9期～第10期 「住み慣れたいしかりで 健康で生き活きと安心して暮らせるまちづくり」

3. 施策の体系について

現計画の基本理念、主要施策、具体的な施策の構成は、次ページ(参考)のとおりである。現計画を構成する要素は全て引き継ぎつつ、新たな要素を確認し一部再編を行い、現時点では、骨子案概略として次の案としたい。

(案)

次期計画(骨子案概略)は、別紙(資料2-2)の骨子案概略とおりにする。

(参考) 第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)の施策体系

【基本理念】

住み慣れたいしかりで健康で生き活きと
安心して暮らせるまちづくり

【主要施策】

1. 介護予防の推進
2. 総合事業の推進
3. 生活支援体制整備事業の推進
4. 認知症高齢者への対策
5. 権利擁護の推進
6. 在宅医療と介護連携の推進
7. 地域包括支援センターの機能拡充
8. 生活支援サービスの充実
9. 生きがいづくり・社会参加の促進
10. 介護サービスの充実
11. 多様な福祉人材の確保・育成
12. 住み続けるための暮らしの環境整備

注：【主要施策】に●がついているものは、介護保険法第117条第2項第3号の施策（被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策）に関する事項。

【具体的な施策】

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進 ② 介護予防に資する集いの場の充実
③ 介護予防サポーターの養成

- ① 訪問型・通所型サービスの促進 ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の設置
③ 介護予防活動等情報の集約、発信

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
③ 認知症の人の介護者への支援
④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

- ① 高齢者の生きがい対策の推進 ② 社会参加の促進
③ 子ども世代や障がい者等との交流促進 ④ 住民グループ支援事業の実施

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上 ② 介護給付適正化の促進
③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進 ④ 事業継続への支援

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
③ 基準緩和サービス従事者の養成 ④ 介護の仕事の魅力向上

- ① 高齢者にやさしい住環境の整備 ② 除雪サービスの充実
③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策
④ 地域見守りネットワーク事業の促進